解散公告

当社は、平成二十二年九月三十日の株主総会（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

福岡市南区柏原四丁目二八番二三号

キューサイ福岡食品株式会社

代表清算人　神谷　一範

解散公告

当社は、平成二十二年八月三十一日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

佐賀県佐賀市東与賀町大字田中八八三番地

有限会社リップス

清算人　山口　直美

解散公告

当社は、平成二十二年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

沖縄県中頭郡西原町字上原二五四番地

有限会社ネット沖縄カーステーション

清算人　西平　博

解散公告

当社は、平成二十二年九月十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

沖縄県中頭郡北谷町字浜川四八番地

旭興産有限会社

清算人　翁長　則仁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

沖縄県浦添市勢理客三丁目一番一六号

有限会社フラワーショップ彩花

清算人　大城　智子

解散公告

当社は、平成二十二年九月九日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

沖縄県宜野湾市大山二丁目一〇番二三号

合同会社アンド

清算人　長嶺　良太

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年九月九日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

三重県松阪市嬉野森本町一一五三番地

清算法人嬉野中郷土地改良区

代表清算人　中川　朝哉

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年九月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

高知県土佐清水市天神町一一番二号

財団法人土佐清水市開発公社

代表清算人　吉村　博文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年八月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

東京都品川区東五反田一丁目一四番一〇号

三井住友銀行五反田ビル八階

特定非営利活動法人日本スポーツリスク協会

清算人　笹川　治信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年八月二十四日開催の臨時総会の決議を経て、農林水産大臣の許可を受け同年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

東京都千代田区二番町九番地八号中央労働基準協会ビル内

社団法人日本アグリビジネスセンター

代表清算人　松本　広太

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年八月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月五日

大阪市東住吉区南田辺二丁目九番一三号

特定非営利活動法人ユイ

清算人　山村　寿子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡南郷町福ヶ袋字辻屋敷四四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　宮坂　三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月五日

宮城県大崎市古川駅東二丁目一番五号柳川駅前ビル四〇一

相続財産管理人　横田　由樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市南街三丁目三〇番地の七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉崎トク代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済